

総合スポーツゾーン全体構想の概要について

H24.6.21 総合政策課

1 総合スポーツゾーンの概要

- 目的：将来の国体開催等を見据え、県民誰もがふれあい、楽しみ、誇れる、県民総スポーツの推進拠点として整備する。
- 対象区域：栃木県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）と隣接する元競馬場及び総合運動公園周辺の県有地（元第3駐車場、元第4駐車場、栃木県警察機動警察隊敷地及び元運転免許試験場）を含めたエリア
- 対象面積：約75ha
- 整備施設：陸上競技場（補助競技場を含む）、サッカー場（陸上競技場との兼用又は専用）、体育館 等

2 全体構想で検討する内容

- (1) 全体構想の趣旨
- (2) 基本理念、基本方針の設定
 - ・総合スポーツゾーンの基本理念
 - ・基本理念に則った整備の基本方針
- (3) 総合スポーツゾーンの基本的な計画方針
 - ・県内外におけるスポーツの潮流、総合スポーツゾーンの基本理念、基本方針から導き出される方向性
 - ・整備形態、施設の規模・機能、施設配置、整備運営手法
- (4) 交通計画などの基本的な計画方針
 - ・交通計画方針（公共交通、自動車交通、駐車場配置）
 - ・交通処理計画（対策シミュレーション）
 - ・排水、調整池等の基本的な計画
- (5) 既存運動施設のあり方
 - ・既存運動施設の機能等の評価
 - ・再整備の必要性

3 検討の進め方

(1) 整備形態等の検討

将来の国体等の開催を踏まえ、基本理念や基本方針を定め、本県にとって望ましい、体育館及び陸上競技場等の整備形態や施設規模・機能、施設配置、整備運営手法等について検討する。

(2) 交通計画などの基本的な計画方針の検討

既存の総合運動公園と元競馬場等を含めた区域内の動線や駐車場の配置を検討し、総合スポーツゾーン周辺の交通計画などの基本的な考え方を検討する。

(3) 既存施設の整備の必要性の検討

県内の市町が所有する施設も含めた県内の運動施設の現状と課題を踏まえながら、総合運動公園内の既存施設の整備の必要性を検討する。

4 スケジュール（案）

※「総合スポーツゾーン全体構想に係るスケジュール（案）」を参照

5 その他

(1) 全体構想策定業務

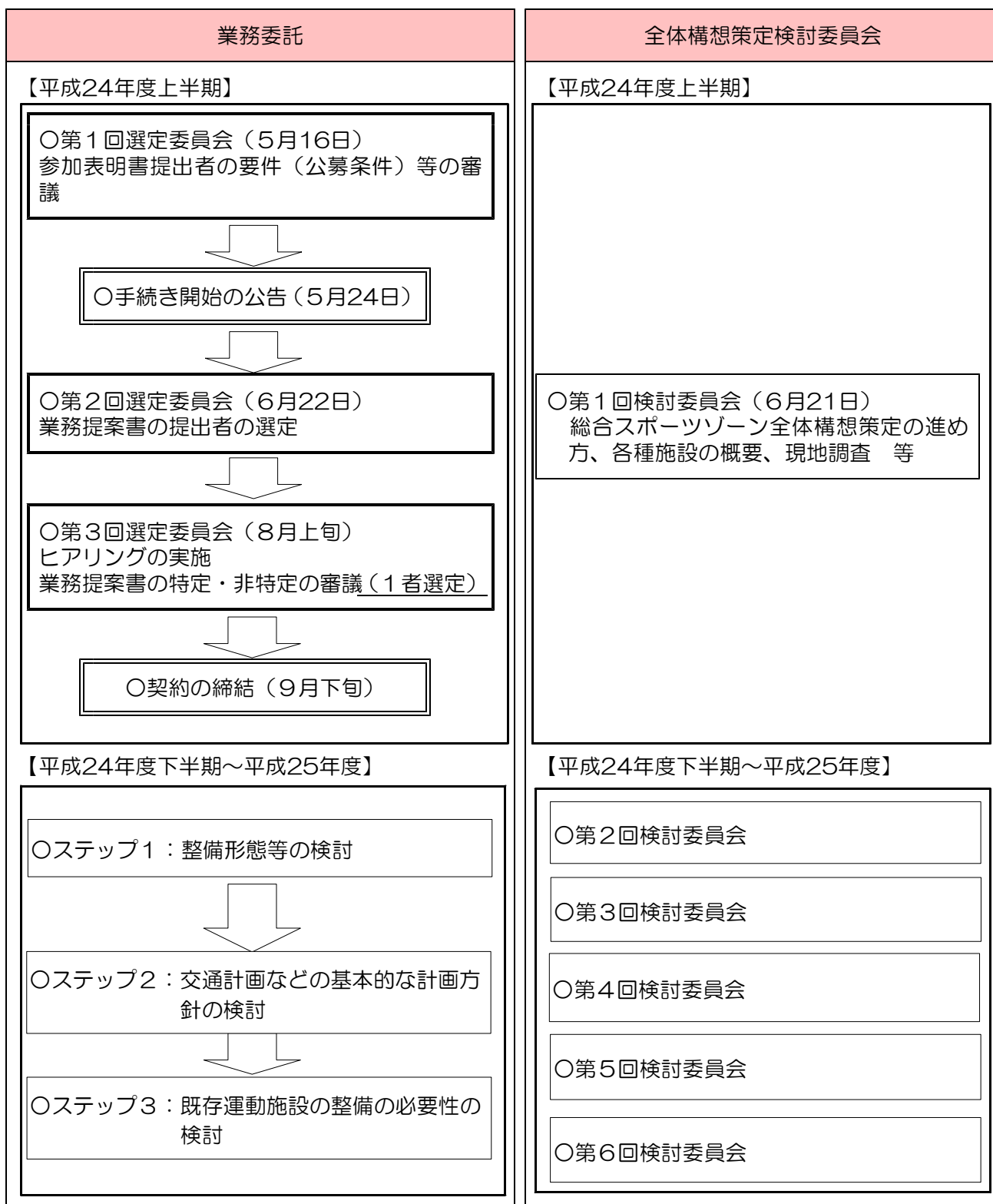
県内スポーツ施設の現状と課題等を踏まえながら、整備形態や施設規模・機能、施設配置、整備運営手法、周辺の交通計画、既存施設の整備の必要性等に関する基礎資料の作成を行う。

(2) 環境影響評価の実施

全体構想において、整備形態や施設規模・機能、施設配置、整備運営手法の方向性を決定した後に、周辺地域における生活環境の保全の観点から、騒音や振動、電波障害、日照阻害等について調査する。

また、調査結果を分析し、施設の整備にともなう周辺環境への影響について予測及び評価を行う。

総合スポーツゾーン全体構想に係る全体スケジュール（案）



※全体構想策定検討委員会（以下「検討委員会」）は、各段階において県が示す案に対して、様々な専門的見地から助言を行う。

また、委託業務の受託者は、検討委員会に諮る資料の作成を行うとともに、検討委員会の意見を踏まえた県の考えに沿って資料のとりまとめを行う。